

東かがわ市告示第47号

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付要綱（平成28年東かがわ市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家 市内に個人が自己の居住等を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建ての住宅又は併用住宅（近日中に居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 空き家であった住宅 空き家を利用者が使用できる状態となった一戸建ての住宅又は併用住宅をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家 市内に個人が自己の居住等を目的として建築し、又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅（近日中に居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 空き家であった住宅 空き家を利用者が使用できる状態となった一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(補助金の交付申請)</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>2 第4条第1項第2号に掲げる者が事業を行う場合は、前項の申請書に空き家を購入又は賃借する直前の住居（県外に存する住居は除く。）の現状を示す誓約書（様式第3号）を添付しなければならない。</p>	<p>2 略</p>
<p>3 略</p> <p>(補助金の交付決定)</p>	<p>2 略</p> <p>(補助金の交付決定)</p>
<p>第8条 市長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。</p>	<p>第8条 市長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。</p>

改正後	改正前
<p>2 略 (補助対象事業の変更等)</p>	<p>2 略 (補助対象事業の変更等)</p>
<p>第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金変更等申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 市長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等通知書（様式第6号）により通知するものとする。 (実績報告)</p>	<p>2 市長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等通知書（様式第5号）により通知するものとする。 (実績報告)</p>
<p>第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までに、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金実績報告書（様式第7号）により市長に実績を報告しなければならない。</p>	<p>第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までに、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金実績報告書（様式第6号）により市長に実績を報告しなければならない。</p>
<p>(補助金の額の確定) 第11条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。</p>	<p>(補助金の額の確定) 第11条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知する。</p>
<p>(補助金の請求) 第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付請求書（様式第9号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。</p>	<p>(補助金の請求) 第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。</p>

改正後

別表第2（第6条関係）

区分	補助金の限度額
1 市内業者が実施するリフォームの場合	50万円（当該補助対象事業が香川県空き家改修等補助金交付要綱（平成27年4月1日施行。以下「県交付要綱」という。）の間接補助事業に該当する場合は、100万円）
2 略	

改正前

別表第2（第6条関係）

区分	補助金の限度額
1 市内業者が実施するリフォームの場合	50万円（当該補助対象事業が香川県移住促進・空き家改修等補助金交付要綱（平成27年4月1日施行。以下「県交付要綱」という。）の間接補助事業に該当する場合は、100万円）
2 略	

改正後

改正前

様式第1号 (第7条関係)

様式第1号 (第7条関係)

年 月 日

年 月 日

東かがわ市長 殿

東かがわ市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付申請書

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金交付申請書

東かがわ市空き家リフォーム事業交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、私の世帯の市税等の滞納状況について、市長が関係機関から情報提供を受けることを承諾します。

東かがわ市空き家リフォーム事業交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、私の世帯の市税等の滞納状況について、市長が関係機関から情報提供を受けることを承諾します。

記

記

補助対象物件の所在地	東かがわ市		
補助対象物件の所有者	(住所) (氏名) (電話番号)		
補助対象事業費	円		
補助金交付申請額	円		
補助対象事業期間	開始予定年月日	年 月 日	完了予定年月日
施工業者	(所在地) (名称) (代表者氏名) (電話番号)		
補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況(予定を含む。) <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載 (補助金名) (受給(予定)日) 年 月 日 (補助対象経費) 円 (補助額) 円			

補助対象物件の所在地	東かがわ市		
補助対象物件の所有者	(住所) (氏名) (電話番号)		
補助対象事業費	円		
補助金交付申請額	円		
補助対象事業期間	開始予定年月日	年 月 日	完了予定年月日
施工業者	(所在地) (名称) (代表者氏名) (電話番号)		
補助対象事業に係る国、香川県又は本市の制度による補助金受給状況(予定を含む。) <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※有りの場合、次の項目を記載 (補助金名) (受給(予定)日) 年 月 日 (補助対象経費) 円 (補助額) 円			

添付書類

添付書類

- 申請者世帯全員の住民票の写し
- 承諾書(様式第2号)
- 誓約書(様式第3号)(県内移住の利用者の場合)
- 補助対象物件の所有権が確認できる書類(所有者等の場合)
- 売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し(利用者の場合)
- 補助対象物件の位置図
- 補助対象事業の予定箇所の位置及び補助対象事業費の詳細が分かる書類の写し(内訳を含む。)
- 補助対象事業の予定箇所の現況写真
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 申請者世帯全員の住民票の写し
- 承諾書(様式第2号)
- 補助対象物件の所有権が確認できる書類(所有者等の場合)
- 売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し(利用者の場合)
- 補助対象物件の位置図
- 補助対象事業の予定箇所の位置及び補助対象事業費の詳細が分かる書類の写し(内訳を含む。)
- 補助対象事業の予定箇所の現況写真
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

